

(別 記)

鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 精密検査として、内視鏡検査が実施できること。
- 2 精検組織の採取が可能な胃内視鏡検査装置を有し、かつ内視鏡検査に熟知した医師が対応できること。
- 3 食道、胃内視鏡検査の臨床例が年間100例以上あること。ただし、部会等の長及び地区医師会の代表の委員が十分な実績があると認める機関については、この限りでない。
- 4 精密検査の結果判明は、胃精密検査紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- 5 発見胃がんに関して部会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- 6 胃がん検診読影委員会が主催する症例検討会に出席すること。
- 7 担当医が、胃がん検診従事者講習会を過去3年間に1度は受講していること。
- 8 担当医が、胃がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していること。
- 9 関連の各種学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。
- 10 平成14年度末において胃がん検診精密検査医療機関に登録されている機関については、胃がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していれば、登録を認めるものとする。なお、この措置は、平成15年度当初の更新に限り適用するものとする。

(別記) 対象となる講習会等

講習会等の区分	開催頻度	点数
胃がん検診従事者講習会	全県 1回／年	5点
胃がん検診症例研究会	東部 4回／年 西部 1回／年	3点
消化器がん検診症例検討会	中部 6回／年	3点
胃疾患研究会	東部 11回／年	3点
鳥取消化器疾患研修会	東部 2回／年	3点
胃がん内視鏡検診講習会	東部 1回／年	3点
消化器病研究会	中部 6回／年	3点
山陰消化器研修会	全県 6回／年	3点
消化管研究会	西部 5回／年	3点
境港市胃及び大腸がん検診反省会 ・症例検討会	西部 1回／年	3点
消化器内視鏡学会(全国学会・地方会)	各 1回／年	3点
消化器病学会(全国学会・地方会)	各 1回／年	3点
消化器がん検診学会(全国学会・地方会)	各 1回／年	3点